

ふなばしパートナーシップ 宣誓制度ガイドブック (案)

令和 3 年 1 2 月



目次

はじめに パートナーシップ宣誓制度について	4
I. 宣誓をするには	5
1. 宣誓から宣誓証明書・証明カード受領までの流れ	5
電話又はメールで事前連絡・調整	5
パートナーシップ宣誓	5
宣誓証明書・証明カードの交付申請	5
宣誓証明書・証明カードの受領	5
2. 宣誓することができる方	6
(1) 成年に達していること	6
(2) 船橋市民であること、又は転入を予定していること	6
(3) 配偶者がいないこと	6
(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと	6
(5) 宣誓者同士の関係が、近親者でないこと	6
3. 宣誓に必要なもの	7
(1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号）	7
(2) 現住所を確認できるもの	7
(3) 独身であることを証明する書類	7
(4) 本人確認ができるもの	7
II 宣誓証明書・証明カードについて	10
1. 宣誓証明書・証明カードの交付を申請するには	10
2. 宣誓内容に変更があった場合（住所変更・パートナーシップ解消等）	11
3. 宣誓証明書・証明カードの返還	11
III. よくある質問	12
パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか	12
同居していないと宣誓できませんか	12
「成年に達した者」とは何歳以上ですか	12
「婚姻をすることができない関係」はどのような場合ですか	12
養子縁組をしていると宣誓できませんか	12
どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか	12
通称名を使用できますか	12
宣誓証明書や証明カードはすぐに交付されますか	13
宣誓証明書や証明カードはどこで利用できますか	13
他の人に代理で宣誓をしてもらうことは可能ですか	13

仕事の都合で2人で行けないのですが	13
船橋市外に転出するときはどうしたらいいですか	13
市内で転居するときはどうしたらいいですか	13
関係を解消した場合には、どうしたらよいですか	13
宣誓書は何年間保存されますか	13
パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか	13
パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか	14
法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか	14
なぜ、転入予定でも宣誓できるのですか	14
成りすましや偽装等の悪用をされませんか	14
宣誓時にプライバシーは配慮されますか	14
宣誓後、宣誓証明書や宣誓カードは郵送で受け取れますか	14
《参考》	15

はじめに パートナーシップ宣誓制度について

背景・概要など

I. 宣誓をするには

1. 宣誓から宣誓証明書・証明カード受領までの流れ

宣誓から宣誓証明書・証明カード受領までの主な流れは以下のとおりです。

電話又はメールで事前連絡・調整

必ず事前に市民協働課まで連絡をしてください。

宣誓の日時・場所の調整、必要書類の確認等を行います。

連絡先（市民協働課）

TEL 047-436-2107

FAX 047-436-2299

Mail danjo@city.funabashi.lg.jp

※ 月～金 午前9時～午後5時 市の閉庁日は除きます。

※ 宣誓及び宣誓証明書・証明カードの交付日時は、その後提出又は提示いただく書類に不備がある場合や、予約状況等により、ご希望に沿えない場合があります。

パートナーシップ宣誓

宣誓書を提出します。

予約した日時に、必要書類をお持ちの上、必ずお二人そろって男女共同参画センター（船橋駅前フェイスビル5階）お越しください。ご希望に応じて、個室で対応します。

【市において内容確認】

申請書類をもとに、宣誓の要件を備えているか確認します。

※ 月～土 午前9時～午後5時 男女共同参画センター休館日は除きます。

※ ご病気等によりお二人でお越しになれない事情がある方は、ご相談ください。

宣誓証明書・証明カードの交付申請

宣誓と同時に、宣誓証明書・証明カードの交付を申請することができます。

宣誓証明書・証明カードの受領

※ 内容確認等に時間を要する場合がありますので余裕をもってお越しください。

2. 宣誓することができる方

以下の要件（１）～（５）をすべて満たす方が、宣誓をすることができます。

（１）成年に達していること

満２０歳以上の方

（民法の改正により、令和４年４月１日以降は「満１８歳以上」となる予定です。）

（２）船橋市民であること、又は転入を予定していること

市内に住所を有している方、又は転入を予定している方。

（宣誓者のうち、いずれか一方で構いません。）

※転入予定の方は、宣誓の際に転入予定日を記載してください。

（３）配偶者がいないこと

戸籍謄本等で確認します。外国籍の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）を提出してください。

（４）宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

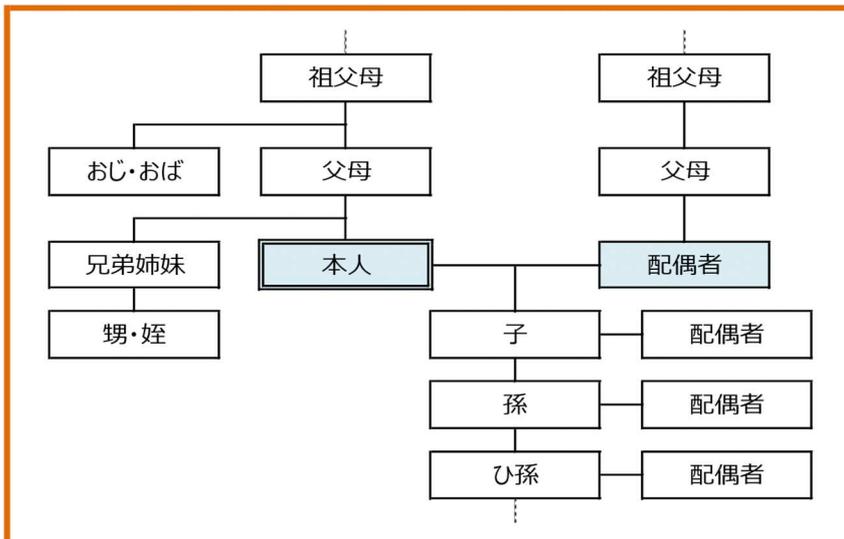
同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓又は登録を行っている方は、宣誓をすることができません。

（５）宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

民法の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。

（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある等。下図を参照）

ただし、宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、養子縁組を解消した後に宣誓することができます。



3. 宣誓に必要なもの

宣誓には、以下（１）～（４）のものが必要となります。

（１）パートナーシップ宣誓書（様式第１号）

「宣誓者」及び「確認事項」欄を、もれなく記入してください。

様式は市民協働課と男女共同参画センターの窓口に準備してあります。また、船橋市のホームページからもダウンロードできます。

<<https://www.funabashi-city.jp/kyouka/kyouka/kyouka.html>>

（２）現住所を確認できるもの

次のいずれかをお持ちください。

- ・住民票の写し（３か月以内に発行されたもの）
- ・マイナンバーカード（「通知カード」や「個人番号通知書」ではありません）
- ・運転免許証等の官公署が発行した証明書（現住所が記載されたもの）

（３）独身であることを証明する書類

戸籍謄本等をお持ちください。（３か月以内に発行されたもの）

外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出してください。

（４）本人確認ができるもの

マイナンバーカード、旅券、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証等（９ページ参照）

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

【パートナーシップ宣誓書（様式第1号）の書き方】

令和〇年 ×月 △日

パートナーシップ宣誓書

（あて先）船橋市長

私たちは、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓します。

互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うこと。

宣 誓 者		
（フリガナ）氏名（自署）	フナバシ サザンカ	ミナト ヒマワリ
	船橋 さざんか	湊 向日葵
（通称名の場合、戸籍上の氏名）※1	船橋 太郎	
生年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	平成△△年 △△月 △△日
連絡先※2	住所	千葉県船橋市（区）町村 湊町2-10-25
	電話番号	千葉県習志野市（区）町村 津田沼△-△
	メールアドレス	047 (〇〇〇) 〇〇〇〇

※1 外国人等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して宣誓を行った場合には、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

※2 必要に応じ市から連絡する場合があります。

なお、宣誓にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項（該当項目に「✓」をつける）		
第3条第1項	2人とも、成年に達している。	✓
第2項	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。	✓
	いずれも市外在住の場合 2人の少なくともいずれか一方が、市内への転入を予定している。※3 転入予定先 <u>〇市△町</u> 転入予定日 <u>令和 年 月 日</u>	□
第3項	2人とも、配偶者がいない。	✓
第4項	2人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外の者とのパートナーシップがない。	✓
第5項	直系血族又は3親等内の傍系血族の間でない（養子と養方の傍系血族との関係を除く）	✓
	直系姻族の間でない。	✓
	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の間でない（要綱第3条第5項後段に該当する場合を除く）	✓

※3 転出証明書又は市内に転入したことが分かるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を転入予定日から14日以内に提出し、又は提示してください。

【本人確認に必要な証明の例】

「氏名」「住所又は生年月日」を確認できるものに限ります。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 写真付き住民基本台帳カード (住所地の市区町村で発行) ・ 旅券（パスポート） ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・ 海技免状 ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 電気工事士免状 ・ 宅地建物取引主任者証 ・ 教習資格認定証 ・ 船員手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード又は特別永住者証明書 (平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書を在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真の貼付のない住民基本台帳カード ・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・ 共済組合員証 ・ 国民年金手帳 ・ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・ 共済年金又は恩給の証書 ・ 戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。） (「※」の書類のみが2枚以上あっても、確認できません。上段の証明（国民健康保険の被保険者証等）と組み合わせて提示してください。)</p>

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上のルールになりました」

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>)

Ⅱ 宣誓証明書・証明カードについて

1. 宣誓証明書・証明カードの交付を申請するには

宣誓を行うと、「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」の交付を申請することができます。「パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書（様式第2号）」をご提出ください。宣誓の要件等に不備が無い場合には、申請当日に宣誓証明書・証明カード受領することができます。

なお、内容確認等に時間を要する場合がありますので、お時間に余裕をもってお越しください。

※申請書の旧字体は証明書等で再現できない場合がありますのでご了承ください。

※各書類の様式は《参考》15ページ以降を参照してください。

第2号様式（第6条第1項関係）

パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書

（宛先）船橋市長
船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードの交付を申請します。

宣誓者			
（フリガナ）			
氏名			
（捺印の場所）			
生年月日	年 月 日	年 月 日	

※1 通称名を使用している場合には、証明の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

交付を求めたもの（捺印する□に○をつける）	
種別	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明カード※2
必要回数	通

※2 宣誓証明カードは1人1枚のみ交付します。

窓口に来た者（宣誓者のいずれかに係る）	
住所	
氏名	
電話番号	()

証明書の交付を必要とする理由（証明カードの再交付の場合 紛失 毀損・汚損）※3

※3 宣誓証明カードの再交付は、紛失・毀損等やむを得ない場合に限り、次の事項を確認してください。

確認事項（該当項目に○をつける）		
第1条	パートナーシップの関係を維持している。	<input type="checkbox"/>
第3条	第1号 2人とも同意に書している。	<input type="checkbox"/>
	第2号 2人の少なくとも1人が、申請時に住所を異にし、又は本町内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
	第3号 2人とも配偶者がいない。	<input type="checkbox"/>
	第4号 2人ともパートナー以外の者とのパートナーシップを結んでいない。	<input type="checkbox"/>
	第5号 2人が結婚する旨から3ヶ月以内でに離婚する届出をすることがない旨を確認している（協議離婚が完了した場合は除く。）	<input type="checkbox"/>

第3号様式（第6条第2項関係）

（表）

年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書

氏名 _____ 氏名 _____

住所 _____ 住所 _____

年 月 日生 _____ 年 月 日生 _____

上記両名が、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

<ul style="list-style-type: none"> 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。 同居し、共同生活において互いに寄り添って協同し、必要経費用を分担すること。

船橋市長 ○○○○

第4号様式（第6条第2項関係）

第○○号（表）

パートナーシップ宣誓証明カード

船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

宣誓日 年 月 日 交付日 年 月 日

氏名 _____ 氏名 _____

住所 _____ 住所 _____

年 月 日生 _____ 年 月 日生 _____

船橋市長 ○○ ○○

パートナーシップ宣誓証明カード（携帯用）

※宣誓証明カードは1人1枚のみ発行します。また、再交付は、紛失、毀損等のやむを得ない場合に限りです。

※裏面に緊急連絡先の記載が可能です。油性ボールペン等を使用してください。

パートナーシップ宣誓証明書（A4）

2. 宣誓内容に変更があった場合（住所変更・パートナーシップ解消等）

次の場合は、「パートナーシップ変更・解消届（様式第6号）」を提出してください。

【変更する場合の例】

- ・ 宣誓した事項に変更があった（市内での転居、一方の市外転出等）

【解消する場合の例】

- ・ 双方が市外へ転出した
- ・ パートナーシップが解消された
- ・ 一方が死亡した

3. 宣誓証明書・証明カードの返還

パートナーシップを解消したときや双方が市外へ転出したとき（※）は、宣誓証明書・証明カードを市に返還してください。

※転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を異動する場合を除きます。

パートナーシップの無効

宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とします。その場合、無効とした宣誓証明書・証明カードの番号を公表します。

Ⅲ. よくある質問

パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか

- A. 宣誓や宣誓証明書・証明カードの交付に費用はかかりません。
ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等が必要になります。

同居していないと宣誓できませんか

- A. 宣誓の時点で同居している必要はありません。

「成年に達した者」とは何歳以上ですか

- A. 20歳以上です。民法の改正により、令和4年4月1日以降は満18歳以上となる予定です。

「婚姻をすることができない関係」はどのような場合ですか

- A. 次の場合です。
- ・直系血族又は三親等内の傍系血族の間（6ページ図参照）。ただし、養子と養方の傍系血族との場合、宣誓することができます。
 - ・直系姻族の間
 - ・養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系尊属との間。ただし、養子と養親の関係であって、当該関係が終了した場合、宣誓することができます。

養子縁組をしていると宣誓できませんか

- A. 宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、宣誓はできません。
養子縁組を解消した場合には、宣誓を行うことができます。

どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか

- A. パートナーシップは、2人の方が共同生活において互いに責任を持って協力し、経済的、物理的、精神的に協力し合うことを誓約するものですので、婚姻をすることができない関係にある方は原則として認められません。
ただし、宣誓等の制度が無い状況でやむを得ず養子縁組を行う方もいることから、関係の重複を避けるため、養子縁組を解消した場合に限って宣誓を認めることとしています。

通称名を使用できますか

- A. 使用することができます。
通称名を使用した場合には、交付する宣誓証明書や証明カードの裏面等に戸籍上の氏名を記載します。

宣誓証明書や証明カードはすぐに交付されますか

A. 提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日交付します。

ただし、内容確認等に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

宣誓証明書や証明カードはどこで利用できますか

A. 市の制度では、市営住宅の申込等にご利用いただけます。

今後も、宣誓証明書・証明カードを提示することで利用できる制度を増やしていくとともに、民間事業者や市民の皆様に対しても、宣誓証明書・証明カードの利用等について、周知啓発を進めて行く予定です。

他の人に代理で宣誓をしてもらうことは可能ですか

A. 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者のお二人がそろって窓口にお越しください。

仕事の都合で2人で行けないのですが

A. 本人確認とお二人の宣誓の意思確認が必要なため、必ず、宣誓者のお二人がそろって窓口にお越しください。

船橋市外に転出するときはどうしたらいいですか

A. 一方又は双方が船橋市外へ転出し、どちらも船橋市内に住所を持たなくなる場合は変更・解消届を提出してください。

お二人とも市外に転出すると、宣誓の要件を満たさないこととなりますので、宣誓証明書・証明カードを返還してください。

市内で転居するときはどうしたらいいですか

A. 住居の現況が変わるため、変更・解消届(第6号様式)を提出してください。

関係を解消した場合には、どうしたらよいですか

A. パートナーシップを解消した場合には、変更・解消届(第6号様式)を提出し、宣誓証明書・証明カードを返還してください。

宣誓書は何年間保存されますか

A. 20年間です。

パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか

A. 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生します。

一方、船橋市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。

また、宣誓を行うことにより、戸籍の記載が変わることもありません。

パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか

- A. 結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により遺言書を作成する方法や、任意後見契約を結ぶ方法があります。

法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか

- A. この制度は、お二人がパートナーシップの関係を形成することを尊重するものです。制度の導入をきっかけとして、様々な事情から婚姻に至らない関係にある方々への社会的理解が進み、パートナーシップを尊重する取組みが広がっていくことを期待し、導入することとしました。

なぜ、転入予定でも宣誓できるのですか

- A. 船橋市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

成りすましや偽装等の悪用をされませんか

- A. 市が宣誓を受ける際には、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。
なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓証明書・証明カードの返還を求めるとともに、無効にした宣誓証明書・証明カードの番号を市ホームページ等で公表します。

宣誓時にプライバシーは配慮されますか

- A. プライバシー保護のため、個室での受付もできます。
ご希望の方は予約時にお申し出ください。
なお、宣誓にあたっては、個人が特定できる形で広報に使わない、外部から取材を受ける場合にご本人の許可なく宣誓の場面が撮影されない等の配慮をいたします。

宣誓後、宣誓証明書や宣誓カードは郵送で受け取れますか

- A. 宣誓自体は直接男女共同参画センターにお越しいただく事になりますが、宣誓後の宣誓証明書や宣誓カードは郵送可能です。
ご希望の際は、その旨宣誓時にお申し出ください。
なお、郵送料は宣誓者様にご負担いただきます。宣誓時に、送付用の封筒に住居等を記名の上、必要な額の切手を貼ってご提出ください。
※同居されている場合でも2通必要です。

《参考》

船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

【暫定案】

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、「誰もが互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うことを約した2人の関係をいう。

(2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うことを約することを市長に対して誓うことをいう。

(3) 申告 市への転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体において宣誓に類する行為をし、第6条に規定する証明書又は証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップを形成していることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をしようとする日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。

(2) 宣誓しようとする2人の者のうちのいずれかが、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳に記載され、市に居住している者又は宣誓した日から3か月以内に市への転入を予定している者であること。

(3) 現に婚姻していない者であること。

(4) 宣誓しようとする者以外の者と既にパートナーシップを形成している者でないこと。

(5) 宣誓しようとする2人の者が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士を除く。）でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、原本を提出することができない書類については、原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）、個人番号カード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの

(2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づく婚姻が可能であることを証する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定により宣誓を行った者（以下「宣誓者」という。）が、市への転入を予定している場合は、宣誓から3か月以内に、次の各号のいずれかの書類を提出するものとす

る。なお、原本を提出することができない書類については原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

(1) 市へ転入する予定が記載された転出証明書

(2) 前項第1号に規定する書類であって、本市住所を確認できるもの

3 宣誓者は、宣誓をした日から3か月以内に、前項第2号の書類を提出することが困難な場合は、その旨を市長に申し出るものとする。なお、原本を提出することができない書類については原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

4 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定の例による。

（通称の使用）

第5条 宣誓者は、宣誓には通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

（証明書及び証明カードの交付）

第6条 宣誓者は、第12条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書（第2号様式）により、パートナーシップ宣誓証明書（第3号様式。以下「証明書」という。）又はパートナーシップ宣誓証明カード（第4号様式。以下「証明カード」という。）の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により交付の申請があったときは、宣誓者に対し、第4条第4項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書又は証明カードを交付するものとする。この場合において、宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合にあっては、これに準ずるもの）を証明書又は証明カードに記載するものとする。

（申告の方法）

第7条 申告をしようとする者（以下「申告者」という。）は、パートナーシップ宣誓継続申告書（第5号様式。以下「申告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、原本を提出することができない書類については、原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

(1) 転入前に交付を受けた証明書等類似書類

(2) 住民票の写し（申告日前3か月以内に発行されたものに限る。）、個人番号カード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって別に定める地方公共団体の区域内から市への転入が確認できるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 申告者が、市への転入を予定している場合は申告から3か月以内に、次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。なお、原本を提出することができない書類については原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

(1) 市へ転入する予定が記載された転出証明書

(2) 前項第1号に規定する書類であって、本市住所を確認できるもの

3 申告者は、申告をした日から3か月以内に、前項第2号の書類を提出することが困難な場合は、その旨を市長に申し出るものとする。

4 申告者が本人であるかどうかの確認方法は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定の例による。

5 市長は、前項の規定により申告書の提出があった場合において、証明書を申告者に交付するものとする。

（パートナーシップの変更等及び証明書等の返還）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届（第6号様式。以下「変更・解消届」という。）により市長に届け出なければならない。この場合において、宣誓者が本人であるかどうかの確認については、第4条第4項の規定を準用する。

(1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があったとき。

(2) パートナーシップが解消されたとき。

(3) 双方が市外へ転出したとき。(宣誓者が他の地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告する場合を除く。)

(4) 宣誓者の一方が死亡したとき。

2 宣誓者は、前項第1号の規定により変更・解消届を提出しようとするときは、第4条第1項に規定する書類であって、変更後の事項を確認できるものを提出し、又は提示するものとする。この場合において、同項中「宣誓日前」とあるのは「届出日前」と読み替えるものとする。

3 宣誓者は、第1項第2号又は第3号に該当する場合には、交付を受けた証明書及び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関への提出等の理由により証明書及び証明カードを返還することが困難なときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者のうちに、同項後段の規定による確認をすることができない者がいるときは、当該届出を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したことを通知するものとする。

5 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。

6 市長は、宣誓者が別に定める地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告した場合は、第2項の規定により証明書又は証明カードが返還されたものとみなすことができる。

(宣誓の無効)

第9条 宣誓者が次の各号のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第3条各号の規定に反していることが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により宣誓を無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(市における宣誓の取扱い)

第10条 市長は、宣誓及び市が交付した証明書並びに証明カードの趣旨にのっとり、施策を行うものとする。

(市民及び事業者への周知)

第11条 市長は、市民及び事業者が宣誓及び市が交付した証明書並びに証明カードの趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書の保存期間)

第12条 市長は、宣誓書を20年間保存するものとする。

(準用)

第13条 第3条から前条までの規定(第4条第1項から第4項までの規定を除く)は、申告をする場合について準用する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

（あて先）船橋市長

私たちは、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓します。

互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うこと。

宣 誓 者					
（フリガナ）			（フリガナ）		
氏 名 （自 署）			氏 名 （自 署）		
（通称名の場合、 戸籍上の氏名※1）			（通称名の場合、 戸籍上の氏名※1）		
生年月日		年 月 日	生年月日		年 月 日
連 絡 先 ※ 2	住 所		連 絡 先 ※ 2	住 所	
	電話番号	（ ）		電話番号	（ ）
	メールアドレス			メールアドレス	

※1 外国人等の場合は戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して宣誓を行った場合は、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

※2 必要に応じ市から連絡する場合があります。

なお、宣誓に当たり、次に掲げる事項を確認しました。

第3条	確認事項（該当項目に✓をつける）	
第1号	2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第2号	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
第3号	いずれも市外在住の場合 2人の少なくともいずれか一方が、市内への転入を予定している。※3 転入予定日 年 月 日	<input type="checkbox"/>
第4号	2人とも、婚姻していない。	<input type="checkbox"/>
第5号	2人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外とのパートナーシップを形成していない。	<input type="checkbox"/>
	直系血族又は3親等内の傍系血族の関係ではない（養子と養方の傍系血族との関係を除く。）。	<input type="checkbox"/>
	直系姻族の関係ではない。	<input type="checkbox"/>
	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の関係ではない（親族関係が終了した場合を除く。）。	<input type="checkbox"/>

※3 転出証明書又は市内に転入したことがわかるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を転入予定日から14日以内に提出し、又は提示してください。

第2号様式（第6条第1項関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書

（あて先）船橋市長

船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードの交付を申請します。

宣 誓 者			
（フリガナ）		（フリガナ）	
氏 名		氏 名	
（通称名の場合、 戸籍上の氏名）※1		（通称名の場合、 戸籍上の氏名）※1	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

※1 通称名を使用している場合には、証明の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

交付を求めるもの（該当する□に✓をつける）		
種 別	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明カード※2
必要な数	通	

※2 宣誓証明カードは1人1枚のみ交付します。

窓口に来た者（宣誓者のいずれかに限る）	
住 所	
氏 名	
電話番号	（ ）
メールアドレス	
証明書の交付を 必要とする理由	（証明カードの再交付の場合 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損・汚損）※3

※3 宣誓証明カードの再交付は、紛失・毀損等やむを得ない場合に限りです。次の事項を確認してください。

確認事項（該当項目に✓をつける）		
第2条	パートナーシップの関係を維持している。	<input type="checkbox"/>
第3条	第1号 2人とも成年に達している。	<input type="checkbox"/>
	第2号 2人の少なくともいずれか一方が、本市内に住所を有し、又は本市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
	第3号 2人とも配偶者がいない。	<input type="checkbox"/>
	第4号 2人ともパートナー以外の者とのパートナーシップを形成していない。	<input type="checkbox"/>
	第5号 2人が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係ではない（親族関係が終了した場合を除く。）。	<input type="checkbox"/>

第3号様式（第6条第2項関係）

（表）

第 年 月 日 号

パートナーシップ宣誓証明書

氏名	_____	氏名	_____
住所	_____	住所	_____
年 月 日生	_____	年 月 日生	_____

上記両名が、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うこと

船橋市長 ○ ○ ○ ○

(裏)

注意事項

- 1 この証明書は、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って利用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出ること。
 - (1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - (2) パートナーシップが解消されたとき。
 - (3) 双方が市外へ転出したとき。
 - (4) 一方が死亡したとき。
- 3 2(2)、(3)に該当する場合は、この証明書を市長に返還すること。

この証明書の提示を受けた方へ

船橋市は、誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまちの実現を目指すため、この証明書を発行しています。

市民や事業者の皆様には、このパートナーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うことを約した2人の関係を言います。

2 パートナーシップ宣誓を受けた際に確認した事項

この証明書は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当しないと認めた場合に交付されます。

- (1) 配偶者がいないこと。
- (2) パートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (3) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない間でないこと。
(親族関係が終了した場合を除く。)

転入予定について

市内に住所を有せず、転入予定の場合には、右に転入予定日を記載します。

転入予定日 年 月 日

通称名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

〈フリガナ〉 〈氏名〉 〈戸籍上の氏名〉	〈フリガナ〉 〈氏名〉 〈戸籍上の氏名〉
----------------------------	----------------------------

パートナーシップ宣誓証明カード

船橋市パートナーシップ宣誓の取り扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

宣誓日 年 月 日 交付日 年 月 日

氏名
住所



氏名
住所

年 月 日生 年 月 日生

船橋市長 〇〇 〇〇

この証明書の提示を受けた方へ

（裏）

船橋市は、誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまちの実現を目指すため、この証明書を発行しています。

市民や事業者の皆様には、このパートナーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）

〈氏名〉

〈戸籍上の氏名〉

〈氏名〉

〈戸籍上の氏名〉

特記事項

緊急事連絡先（自由記載）

パートナーシップ宣誓継続申告書

（あて先）船橋市長

私たちは、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、転入前の地方公共団体において証明書等類似書類を交付されたこと及び次に掲げる事項を申告します。

互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うこと。

申告者					
（フリガナ）			（フリガナ）		
氏名 （自署）			氏名 （自署）		
（通称名の場合、 戸籍上の氏名※1）			（通称名の場合、 戸籍上の氏名※1）		
生年月日		年 月 日	生年月日		年 月 日
連絡 先	住所		連絡 先	住所	
	電話番号	（ ）		電話番号	（ ）
※ 2	メールアドレス		※ 2	メールアドレス	

※1 外国人等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して申告を行った場合には、証明書の裏側に戸籍上の氏名が記載されます。

※2 必要に応じ市から連絡する場合があります。

なお、申告にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項（該当項目に「✓」をつける）		
第2条	パートナーシップの関係を維持している。	<input type="checkbox"/>
第7条第2項 第1号	2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第2号	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
第3号	2人とも、配偶者がいない	<input type="checkbox"/>
第4号	2人とも、共に申告を行おうとしている者以外の者とのパートナーシップを形成していないこと。	<input type="checkbox"/>
第5号	直径血族又は3親等内の傍系血族の間でない。 （養子と養方の傍系血族との関係を除く。）	<input type="checkbox"/>
	直径姻族の間でない。	<input type="checkbox"/>
	直径若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又は直系尊属の間でない（要綱第3条第5号に該当する場合を除く）	<input type="checkbox"/>

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

パートナーシップ変更・解消届

（あて先）船橋市長

船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、以下のとおり変更があったこと又はパートナーシップを解消したことを届け出ます。

宣誓日	年 月 日
-----	-------

宣 誓 者			
（フリガナ）		（フリガナ）	
氏 名		氏 名	
（通称名の場合、 戸籍上の氏名）		（通称名の場合、 戸籍上の氏名）	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

窓口に来た者（宣誓者のいずれかに限る）	
住 所	
氏 名	
原因日	年 月 日
変更する事項 又は解消した 理由（右のい ずれかに✓）	<input type="checkbox"/> 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認した事項の変更※1 ----- ----- <input type="checkbox"/> パートナーシップが解消された ※2 <input type="checkbox"/> 双方が市外へ転出した ※2 <input type="checkbox"/> 一方が死亡した
電話番号	()
メールアドレス	

※1 変更後の事項が記載された書類（住民票の写し等（3か月以内に発行されたもの））を提出してください。

※2 パートナーシップ宣誓証明書（第3号様式）及びパートナーシップ宣誓証明カード（第4号様式）を返還してください。

※3 必要に応じ市から連絡する場合があります。

注意：宣誓者のうち、市職員の面前でこの届出を提出したことを確認することができない者がいるときには、その者に対し、この届出を受領したことを通知します。



ふなばしパートナーシップ宣誓ガイドブック

令和3年12月 発行

船橋市市民生活部市民協働課男女共同参画係

TEL 047-436-2107 FAX 047-436-2299

Mail danjo@city.funabashi.lg.jp

<http://www.~~~~~>